

県交渉・要求 「県としての仮設住宅への配食サービスの実施を」

仮設住宅入居で食糧支援がなくなる問題 追及に対し県の回答

7月24日、県交渉での、具体的な要求として、仮設に入ると食糧支援がなくなる問題で、仮設入居者への配食サービスを要求しました。

仮設住宅に入居すると「自立」が強要され、それまでの避難所などでの弁当や炊き出しの食糧支援が打ち切られることが、問題となっています。

自宅、職場が全壊で、自宅とともに職場も職も失つた方が多くおられます。仮設に入居できたとしても、収入の手段が断たれた方などへの手立てを、どうするのか。深刻な問題です。

さらに、「仮設の近くに買える物ができるところがない、車がなく遠くのスーパーまでいけない、被災者の窮状を踏まえ新たな支援策を検討すべきと」と田村貴昭衆議院議員の国会での質問を示して、県として困っている方への配食サービスを行ってほしいと要求しました。

県の答えは、「移動販売車も回って来ていると聞いている」「みなし仮設入居者との不公平になる」など

と言い、実現を明言はしませんでした。

穴水町以外の、3市2町では、介護保険を使っての高齢者への配食サービス・見守り活動は実現に向けて関係自治体と準備を進めているとのことでした。

被災した自宅の片づけに遠方からくる方の、宿泊所の提供を考えてほしいという要求には、避難所として活用されていたところを宿泊所として活用できるよう各自治体が準備を進めていると聞いていると答えました。

被災者への新たな救援金の創設と、被災者生活支援法の600万円への増額を政府へ要求してほしいとの要望は、「原資は国民の税金だから難しい」と答え、「石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金」は奥能登地域に限定せず、すべての被災者に適用する要求は、新たな施策の要望について県の新たな救援金として、6市町以外の方の住宅再建にむけた、最高限度額300万円までのローンの利息補填をする方向で検討していると答えていました。



「大規模災害の『備え』について」の学習会
能登半島地震から
7月24日、日本共産党自治体局次長・防災士の吉武秀郷さんを講師に学習会が、羽咋市・被災者共同支援センター近くの会場で行われました。石川県策定の「地域防災計画」の被害想定は、「甘すぎ」たのではないか、その被害想定が劣悪な避難所、被災後の対応となつたことを学び、住民目線の改善提言を地域から発信していくことの重要性を学びました。

支援物資が 残り少なく 全国から お寄せください